

みんなで進める千歳のまちづくり 市民協働ハンドブック



人をつなぐ世界をつなぐ
空のまちちとせ





目 次

第1章	市民協働を知ろう	1
	はじめに	
	市民協働とは	
	身近な市民協働	
	市民協働の必要性	
第2章	市民協働に取り組もう	6
	協働のはじめ方	
	自分たちを知る	
	協働お役立ち情報	
第3章	ちとせの市民協働	14
	市民協働への参加の仕方	
	千歳市ホームページ 市民協働メールマガジン	
	1. 市民参加手続きを知る	
	2. 自主的に、市と連携	
	協働事業 市民公益活動団体登録制度	
	ひと・まちづくり助成事業	
	3. 寄付をする・寄付を受ける	
	みんなで、ひと・まちづくり基金	
	定期自動寄付制度「きふ・とも」	
	4. 会議やセミナーに参加する	
	市民協働推進会議	
	市民協働研修・市民協働フォーラム	
	市民協働でつながろう	



付録・みんなで進める千歳のまちづくり条例

この冊子は、千歳市とFPスペース千歳（市民公益活動団体）が協働で作成しました。



はじめに



大正 15 年、私たちのまちでは、村民総出で無償の汗を流して抜根と整地を行い、広大な火山灰地に着陸場をつくりました。

それから一世紀。市では、「事に当たって一致団結する」先人たちの精神を引き継ぎ、平成 19 年に「みんなで進める千歳のまちづくり条例」を制定し、市民協働により、住みよさを実感し、誇りを持てるまちづくりを進めています。

「市民協働」をより多くの市民の皆さんに知ってもらうため、市と FP スペース千歳（市民公益活動団体）との協働により、このハンドブックを作成しました。



お話の内容は、「ちとせくうこうのはじまり」





市民協働とは



市民等（市民、市民活動団体、事業者）と市が、住みよいまちにするために、それぞれの立場や特性、役割を理解し、協力して行動することを「市民協働」といいます。

まちづくり活動をする上で、人と人とのつながりは非常に大切です。

同じ想いを持つ人同士が集まり団体に発展することで、助成金や寄付制度を活用できるようになり、活動の幅が広がります。

また、団体同士のつながり、企業・学校等とのつながりのほか、市と連携・協力をすることで、活動はさらに充実していきます。

「みんなで進める千歳のまちづくり条例」(付録参照)では、次のとおり基本理念を定めています。



基本理念

- ・市民等及び市は、将来都市像の実現を目指し、よきパートナーとして、それぞれの特性及び役割を理解し、対等の関係で市民協働によるまちづくりを進めます。
- ・市民等及び市は、市民協働によるまちづくりを進めるため、共に協力して市民公益活動に積極的に取り組みます。





身近な市民協働



昔から行われている町内会などの地域活動は、市民協働のひとつの取り組みであり、こうした活動がまちの発展の原動力になっています。



また、市内で実施されている、ガーデニングや川や道路をきれいにする活動、除排雪や防犯、子育て支援の活動など、公共の利益になる活動は協働といえます。

市は、市民と連携を深め、身近で取り組みやすい活動を事業化し、市民力を生かした「市民協働によるまちづくり」を目指しています。



マンガで知る「ちとせの協働」



平成 26・27 年度に実施した協働事業「もっと「市民協 Do!」事業」で制作しました。

内容は、

「ちとせの協働.pdf」





市民協働の必要性



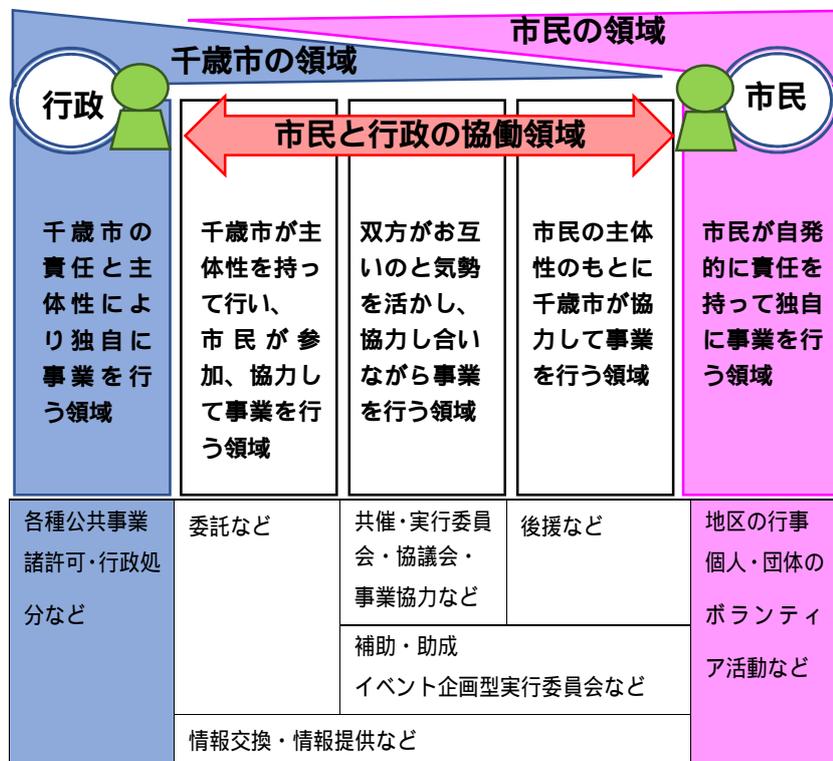
近年は、地方分権の進展や少子高齢化などの社会変化に加え、市民の価値観が多様化している中、行政だけでは、多様化・複雑化する市民ニーズへの対応が難しいケースが多くなってきています。

このことから、「公共」は行政のみが担うべきものという従来の考え方から脱却し、誰もが暮らしたいと思えるようなまちづくりに向けて、市民と行政が良きパートナーとして協力し合うことが一層重要になってきています。

協働のかたち

協働のかたちは一つではありません。相手とどのような関係で協働するかなどによって、かたちが変わります。下の図のように、市が独自に行う領域、市民が独自に行う領域以外は、協働が可能な領域となります。

市民・市民活動団体・事業者・市が、お互いの特性や役割を理解し、対等な協力関係を維持しながら、それぞれがもつ「知識」「能力」「経験」を最大限に活かすことで、よりよい協働のかたちがみえてきます。



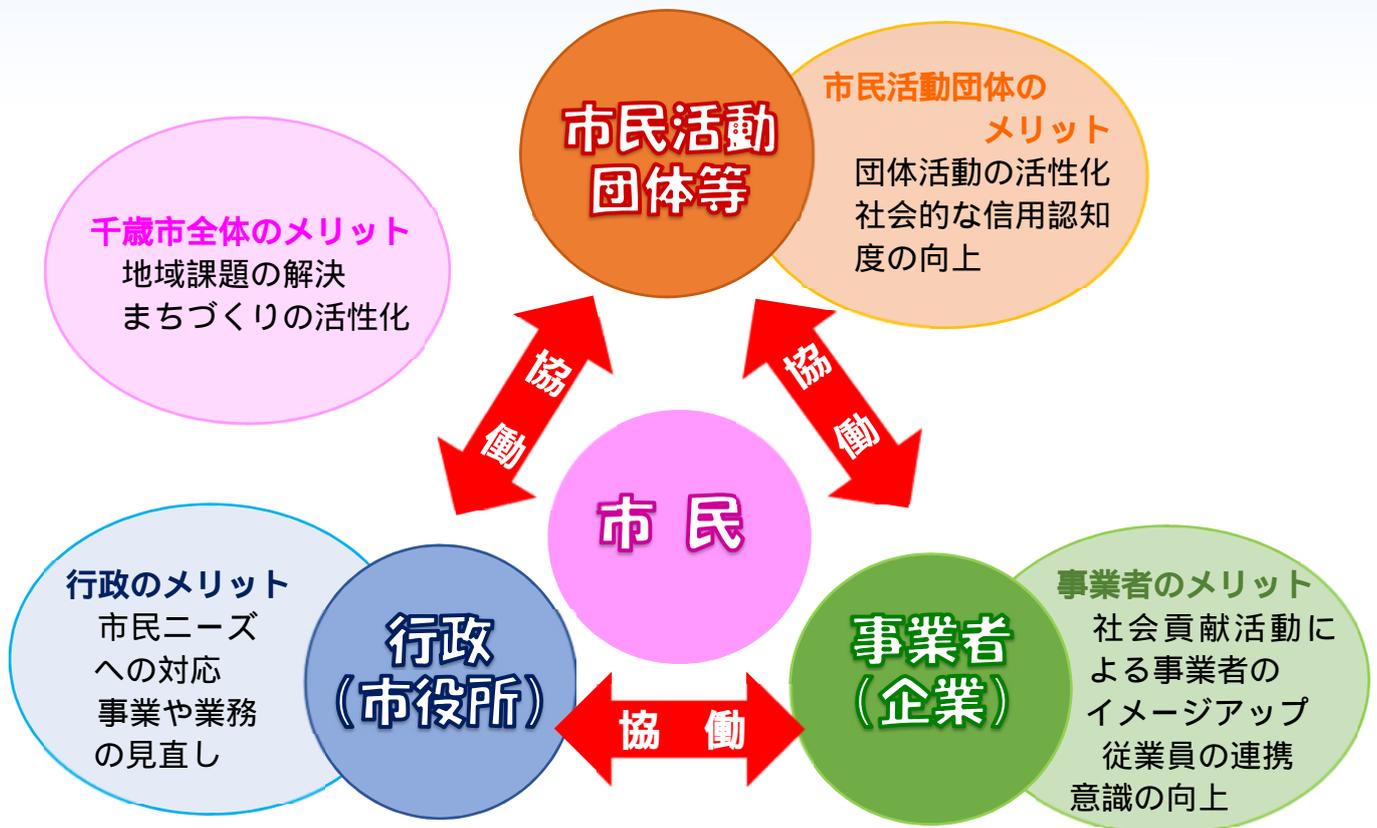


協働のメリット・デメリット

協働は、単独で活動するよりお互いにとってプラスの効果を生みます。しかし、協働を進める中で、お互いを尊重するあまり、自分たちの活動に制限がかかったり、事務量が増えてしまったりすることもあるのでコミュニケーションが重要です。

メリット

- ・お互いの強みが弱みを補って、活動をスムーズに行える。
- ・自分たちの活動の理解者が増え、活動が広がる。 など



デメリット

- ・相手に合わせることで、主体性が失われる可能性がある。
- ・単独でやるよりも調整に時間がかかる。 など

協働は目的ではなく、手段の一つです。

デメリットのほうが多い場合は、無理に協働する必要はありません。





協働のはじめ方



協働のイメージができれば、さっそく行動に移してみましょう！

1. 団体の特徴を知る



- ・何かを始めようとするとき、まず必要なのは自分（団体）を知ることです。詳しくは、P7「自分たちを知る」

2. 事業内容を検討する



- ・どんな事業を実施したいか、具体的に考えましょう。
- ・団体の特徴を最大限に生かし、協働事業を考えましょう。

3. 協働相手を見つける（相談窓口を使う）



- ・市民活動をする上での相談窓口へ行ってみましょう。詳しくは、P8「協働お役立ち情報」

4. 協働相手と事業を検討する



- ・協働する相手先に事業内容やメリットについて丁寧に伝えましょう。
- ・お互いの強みを最大限発揮できるよう話し合いましょう。

5. 事業の実施



- ・思いっきり楽しみましょう。

6. 事業の反省

- ・事業終了後、みんなで反省しましょう。次につながるヒントをみんなで共有しましょう。





自分たちを知る



協働は、相手がいてこそその取組です。始める前に自分たちのことをよく考えてみましょう。その先に良き協働相手がみつかるはずです。

1. 自分たちの特徴は何か

一人ひとりに個性があるように、団体に構成するメンバーにより、それぞれの「特徴」があります。「特徴」を活かし助け合うことで、様々な課題を解決することにつながります。

お互いが補い合うことで、できることが大きくなります。

例えば・・・

学生

- 若い感性や行動力
- 資金不足・継続が難しい

市民活動団体

- 意識が高く、柔軟な対応
- 人材・資金不足

町内会

- 地域課題の発見・連携
- 地域限定

企業

- 動員力・専門性・資金力
- 営利が絡む、景気に左右される

2. 自分たちは何をしたいのか

活動する時には、「こういうことがしたい」「こうなったらいいな」というような思いがあるのではないのでしょうか。目的をはっきりさせ、その道筋を考え、思いを共有することで、周りの人にも説明ができ、理解を得やすくなります。



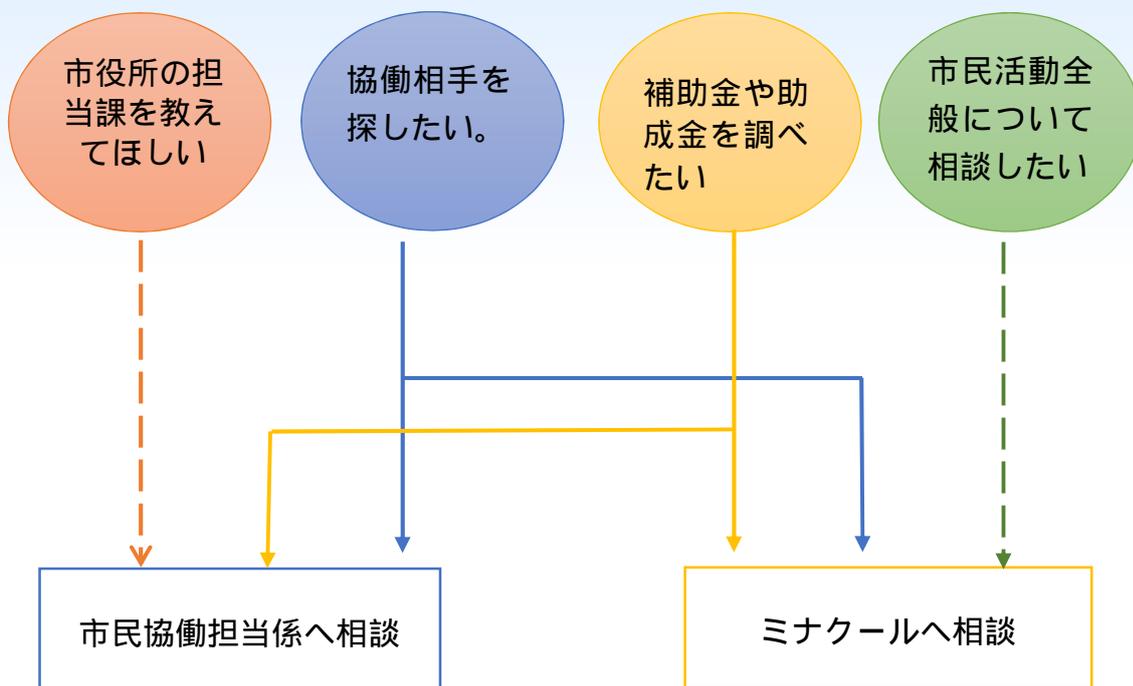


協働お役立ち情報



「協働してみたい」「何かしたいけどどうすればよいのかわからない」というときに、相談できる窓口があります。その他にも、市民活動に役立つ情報を載せました。

相談窓口



千歳市

企画部政策推進課

協働事業やひと・まちづくり助成事業など、補助金に関する相談や支援を行っています。その他、各種制度や市民協働推進会議への参加方法など、お気軽にお問い合わせください。

住所：千歳市東雲2丁目34
千歳市役所本庁舎2階25番窓口

電話：0123 24 0452

メール：siminkyodo@city.chitose.lg.jp

千歳市民活動交流センター

ミナクール

市民活動される方が、気軽に集い交流を深める場所です。市民活動に関する情報やミーティング・軽作業などに使える部屋、資料の作成などに利用できるパソコンや印刷機等のご利用いただけます。

住所：千歳市千代田町5丁目71
千歳市民ギャラリー4階

電話：0123 24 0847

メール：ren_toi@minakuru.or.jp





団体登録

団体登録をすることにより、ホームページ等で団体が紹介されたり、市の公共施設使用料の減免が受けられます。

・社会教育関係団体

申請先	千歳市教育委員会生涯学習課生涯学習推進係 千歳市役所第2庁舎2階10番窓口 電話 0123-24-3153 FAX 0123-27-3743 メール shogaigakushu@city.chitose.lg.jp
申請可能団体	自主的に公益性のある社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする5名以上で構成する団体等
申請のメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等で紹介されることでこれまで個人で活動していた方が、サークルに入るきっかけになる ・他の団体と連携し、展示会等の内容を充実できる ・市内の公共施設を減額で使用できる
詳細	社会教育関係団体の登録の手続き 

・社会福祉関係団体

申請先	千歳市社会福祉協議会 千歳市東雲1丁目11 電話 0123 27 2525 FAX 0123 27 2528 メール cshakyo@chitose-shakyo.or.jp
申請可能団体	市内に活動拠点があり、社会福祉に関する具体的事業及び活動を実践している非営利法人又は任意団体で、その成果が期待できる団体。団体の会則またはそれに準ずるものがあること。
申請のメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・千歳市社会福祉協議会2階会議室が利用可能（無料） ・福祉バスの利用が可能（無料/年1回） ・市内公共施設の利用料が減額 ・ボランティアセンターの図書・視聴覚・印刷関係機材等の利用が可能（印刷機材の利用は有料）
その他	千歳市社会福祉協議会の団体賛助会員（1口2,000円/年）となることに賛同いただけることが要件

・市民公益活動団体登録の制度についてはP19参照





公共施設等

会議をしたい、イベントをしたいと思ったとき、会場が必要になります。市内には、たくさんの施設がありますのでご紹介します。

施設名	千歳市民活動交流センター「ミナクール」		
開館時間	9:00 21:00	定休日	毎週月曜日（祝日の場合は翌日）・毎月最終金曜日 年末年始他
部屋数	2 部屋 + オープンスペース	利用料	無料（団体登録が必要）
予約方法	電話・FAX・メール	予約開始日	利用日の 2 か月前
住所	千歳市千代田町 5 丁目 7 1 千歳市民ギャラリー 4 階		
電話番号	0123 24 0847	FAX	0123 24 0900
メールアドレス	ren_toi@minakuru.or.jp		
ホームページ	https://www.minakuru.or.jp/		

施設名	千歳市社会福祉協議会		
開館時間	月～金曜日 9:30 21:00 土・日曜日 10:00 17:00	定休日	祝日及び年末年始 (12/29～1/3)
部屋数	4 部屋 + オープンスペース	利用料	無料(団体登録が必要)
予約方法	電話・来所	予約開始日	利用の 2 か月前
住所	千歳市東雲町 1 丁目 11 番地		
電話番号	0123 27 2525	FAX	0123 27 2528
メールアドレス	c_shakyo@chitose_syakyo.or.jp		
ホームページ	https://www.chitose_syakyo.or.jp/		

施設名	千歳市総合福祉センター（千歳コミュニティセンター）		
開館時間	9:00 21:00	定休日	12/29 1/3
部屋数	10 室	利用料	有料（減免措置あり）
予約方法	窓口	予約開始日	2 か月前
住所	千歳市東雲町 2 丁目 34 番地		
電話番号	0123 24 3131(内線 611)	FAX	0123 24 8418
メールアドレス	kenkozukuri@city.chitose.lg.jp		





第 2 章 市民協働に取り組もう

施設名	北ガス文化ホール（千歳市民文化センター）		
開館時間	9：00 22：00	定休日	毎週月曜日（祝日の場合は翌日）・12/28 1/4 毎月最終金曜日
部屋数	18 部屋 + 大・中ホール	利用料	有料（減免措置あり）
予約方法	来館（9：00 18：30） 仮予約は電話可	予約開始日	大・中ホール及び展示ホールは 1 2 か月前の使用日翌日から、それ以外は 3 か月前の月初め（社会教育団体等は 6 か月前の月初め）
住所	千歳市北栄 2 丁目 2 番 11 号		
電話番号	0123 26 1151	FAX	0123 26 1152
メールアドレス			
ホームページ	https://www.chitosebunka.jp/		

施設名	千歳市民ギャラリー		
開館時間	9：00 22：00	定休日	毎週月曜日（祝日の場合は翌日） ・ 12/28 1/4 毎月最終金曜日
部屋数	3 部屋 + 2 展示ホール	利用料	有料（減免措置あり）
予約方法	北ガス文化ホールへ 来館（9：00 18：30） 仮予約は電話可	予約開始日	3 か月前の月初め（社会教育団体等は 6 か月前の月初め）
住所	千歳市千代田町 5 丁目 7 1		
電話番号	0123 42 5214	FAX	
メールアドレス			
ホームページ			





第2章 市民協働に取り組もう

施設名	まちライブラリー@ちとせ		
開館時間	10:00 20:00	定休日	毎週火曜日
部屋数	オープンスペース	利用料	無料 会議やイベントのご利用には事前の申請と会員登録(初回のみ500円)が必要
予約方法	ホームページから	予約開始日	空いていればいつでも
住所	千歳市末広6丁目3 アルファ千歳ビル1階		
電話番号	0123 21 8530	FAX	0123 21 8530
メールアドレス	machilibrary.chitose@gmail.com		
ホームページ	https://machi-library.org/where/detail/2437/		

その他会議等で使える公共施設

施設名	住所	電話番号
東雲会館	千歳市東雲町1丁目10番地	0123 22 4260
末広会館	千歳市末広8丁目6番5号	0123 23 1946
労働会館	千歳市東雲町3丁目1番地	0123 22 4679
支笏湖市民センター	千歳市支笏湖温泉	0123 25 2622
千歳公民館	千歳市真町176番地の3	0123 23 2740
花園コミュニティセンター	千歳市花園4丁目25	0123 23 7708
中央コミュニティセンター	千歳市中央539	0123 29 2858
北コミュニティセンター	千歳市釜加362	0123 24 0908
北桜コミュニティセンター	千歳市北斗5丁目612	0123 26 4151
祝梅コミュニティセンター	千歳市弥生2丁目710	0123 23 4385
泉沢向陽台コミュニティセンター	千歳市里美2丁目92	0123 28 4266
鉄東コミュニティセンター	千歳市青葉5丁目82	0123 24 6151
富丘コミュニティセンター	千歳市富丘4丁目1216	0123 23 5028
北信濃コミュニティセンター	千歳市北信濃864-5	0123 24 9922
北新コミュニティセンター	千歳市新富2丁目121	0123 24 0331

休館日や開館時間、料金等については、それぞれお問い合わせください。





活動資金の調達

市民活動を行うにあたっては、消耗品の購入や会場使用料など、様々な経費がかかるため、活動を継続するためには、資金調達について考える必要があります。

資金調達には、会費や参加費の徴収、クラウドファンディングや寄付金の受け入れ、助成金や補助金の活用などの方法があり、市民協働に関する補助制度については、P17～P19に掲載しています。

また、その他「まちづくり等に関する助成制度については、インターネットで、「助成金」「市民活動」「北海道」などのキーワードで検索して調べる方法のほか、千歳市民活動交流センター「ミナクール」で資料を確認する方法もありますので、自分にあった方法で探してみてもいいでしょうか。





市民協働への参加の仕方



まちづくりに参加するといっても、主体的に活動したり、活動している団体を支援したり、市の政策形成過程に参加するなど、様々な参加の仕方があります。

参加の方法を知るためにも、まずは、情報収集をしましょう。

市では、「千歳市ホームページ」、「広報ちとせ」や「市民協働メールマガジン」などにより参加方法をお知らせしています。

また、参加方法は、「市民参加手続き」、「事業を行う」、「寄付を通して市民活動団体を応援する」、「会議やセミナーに参加する」などの方法があります。

詳細については、P16 以降をご覧ください。

千歳市ホームページ

市では、市民とまちづくりの情報を共有するため、イベント情報、各種制度の紹介、市民協働推進会議の結果など、市民協働に関する様々な情報をホームページでお知らせしています。





市民協働メールマガジン

まちづくりへの参加を求めている方へ必要な情報を提供するため、市民会議委員の公募や、パブリックコメントなどの情報をメールで配信するサービスを行っています。

登録の方法

1. 携帯電話・スマートフォンから
右記の二次元コードから登録できます。
2. パソコンからの登録

<https://www.city.chitose.lg.jp/registration/>



千歳市メール

検索





1.市民参加手続きを知る



市民が知らないうちに大事な政策などが決まっていることがないように、市民生活に重大な影響を及ぼす制度を導入する場合は、事前に市民説明会や意見公募(パブリックコメント)などを行い、市民への周知と、意見を聞く機会を設けています。都市計画、公共交通、福祉など、さまざまな分野の政策に皆さんの意見が反映されます。

具体的な参加の方法

会議のメンバーになる	意見交換の場に参加する
<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会 ・ 市民会議 ・ ワークショップ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民説明会 ・ 市政懇談会 ・ シンポジウム
市政情報を入手する	意見を出す
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報ちとせ ・ 市のホームページ ・ 市の SNS (LINE・メルマガ) ・ 町内会の回覧 ・ 出前講座 ・ 新聞・テレビなどからの報道 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意見公募(パブリックコメント) ・ アンケート調査 ・ 市長への手紙 ・ 市長へのポスト ・ アイディアの募集





2.自主的に、市と連携



協働事業

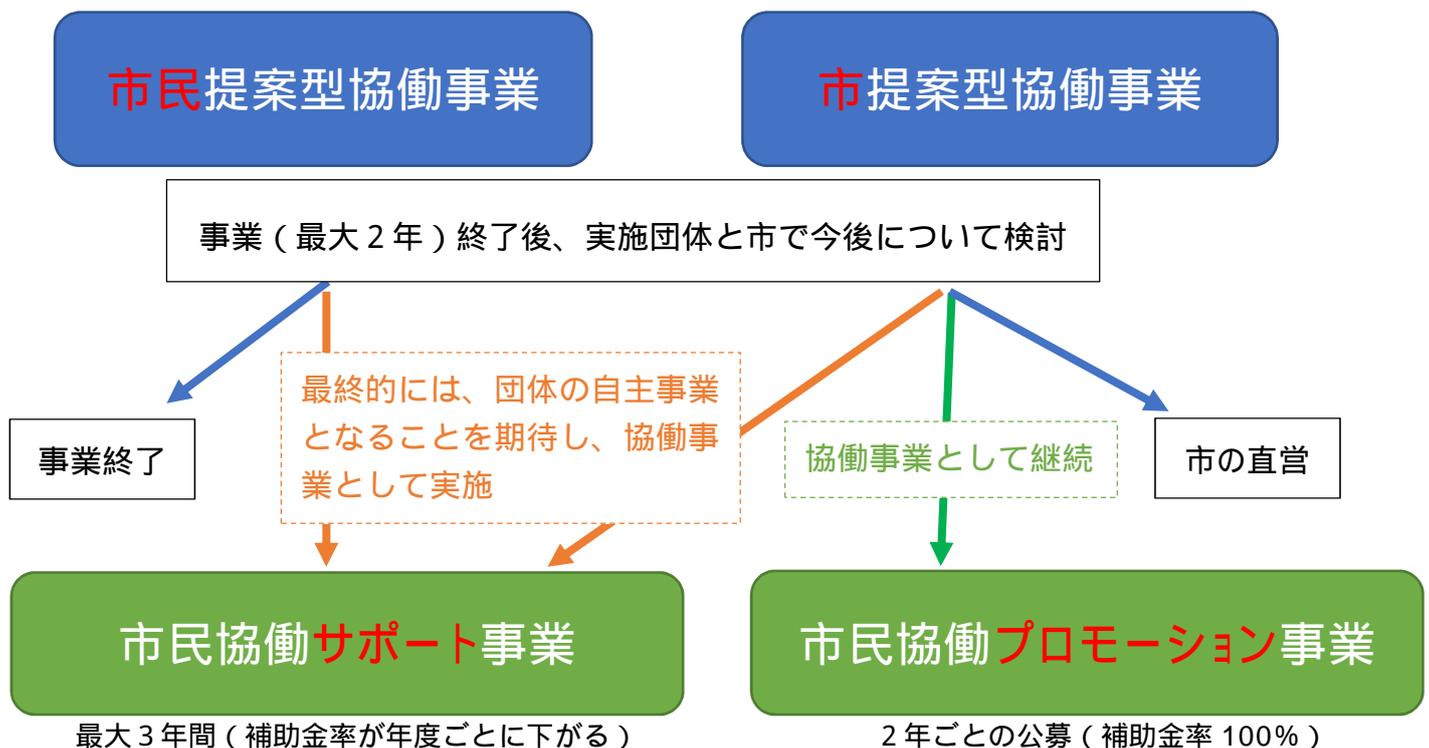
市民協働のまちづくりに取り組むきっかけづくりの一つとして、市と市民活動団体と連携して公益的な事業を企画実施する「協働事業」を行っています。

< 協働事業の特性 >

公益的又は社会貢献的な事業であって、市民活動団体及び市が協働して取り組むことによって地域的又は社会的な課題の解決が図られる事業

市民の満足度が高まり、具体的な効果又は成果が期待できる事業
市民活動団体及び市それぞれの役割分担が明確かつ適切であって、協働することで相乗効果が高まる事業

協働事業の種類と流れ





市民提案型協働事業・市提案型協働事業

	市民提案型協働事業	市提案型協働事業
内 容	市民活動団体が、市に提案する事業 市民活動団体の自由な発想により、地域の課題解決や市民の満足度の向上につなげることができる事業	市が、協働実施を期待する事務事業を公開し、市と協働実施する市民活動団体を募集する事業 市民活動団体と協働で取り組むことでその特性を活かしたきめ細かな公共サービスを提供することができる事業
題 材	自由な題材で提案	公開募集事業一覧から選んで申請
事業年数	2年	2年
開始年度	申請した年度	申請した翌年度
補助金上限額	100万円	上限なし
相談窓口	政策推進課	政策推進課

詳しくは、HP 協働事業の「市民協働事業募集ガイドブック」



市民協働サポート事業・市民協働プロモーション事業

	市民協働サポート事業	市民協働プロモーション事業
対象事業	市民提案型協働事業、市提案型協働事業の完了事業	市提案型協働事業の完了事業
事業内容	今後も協働して実施することで、協働する人材の育成が図られると認められる事業	今後も協働して実施することにより活性化できると認められる事業
実施団体	対象事業実施団体	公募
事業年数	3年	3年
補助率	1年目 50%、2年目 25%、 3年目 0%	100%
協働継続	なし	あり

詳しくは、「市民協働プロモーション事業制度」





市民公益活動団体登録制度

社会貢献活動に参加しようとする方への情報提供、市民活動団体の組織づくりや団体相互の連携(つながり)を促すことを目的に、市内で活動を行っている市民公益活動団体を登録し、市のホームページで紹介しています。

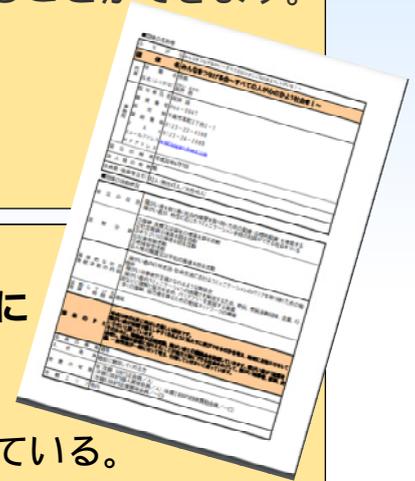
登録のメリット

定額自動寄付制度「きふ・とも」の対象団体になることができます。
(登録の翌年から)
協働事業を申請することができます。
公益活動団体に寄与している証となります。
団体情報が市HPに掲載されます。

登録の要件

次の要件を満たす**営利目的とせず自主的かつ自律的に社会貢献活動を行う市内の団体**

- 5人以上の会員で組織している。
- 規約、会則などで社会貢献活動の分野を明記されている。
- 予算及び決算を適正に行っている。
- 原則として1年以上継続して活動している。



詳しくは、「市民公益活動団体登録制度」



ひと・まちづくり助成事業

「地域づくり」や「ひとづくり」のために行う事業について、その経費の一部を補助する制度です。

対象となる方

市民(居住、勤務、通学)・市内の活動団体など

対象となる事業

地域の課題解決につながる事業、公益的・社会貢献的な事業など

補助金

- ・最大連続する3年間の事業実施に必要な経費を補助します。
- ・補助金限度額は1年目40万円、2年目、3年目は各30万円。

詳しくは、「ひと・まちづくり助成事業ガイドブック」





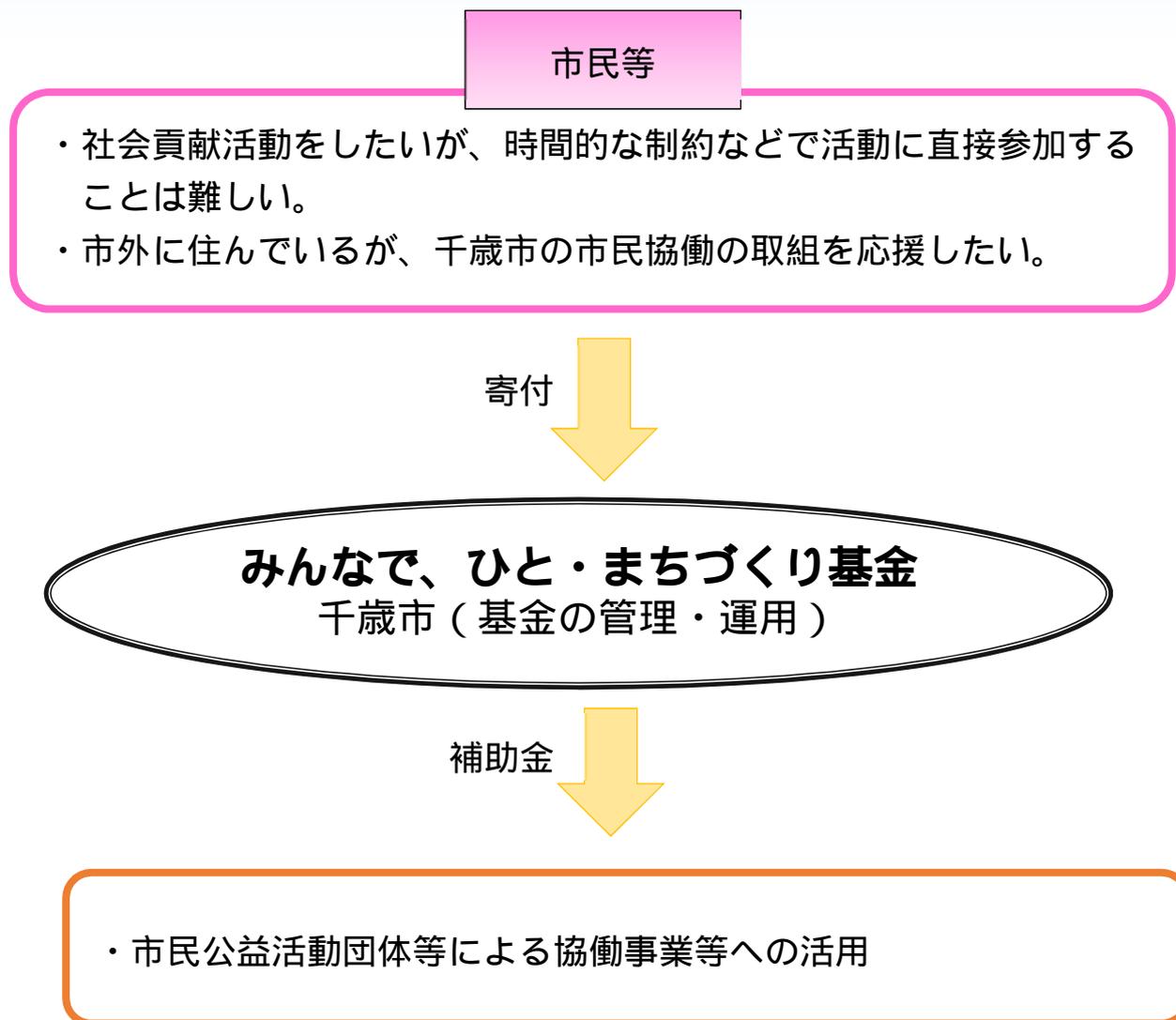
3. 寄付をする・寄付を活動に生かす



みんなで、ひと・まちづくり基金

市では、市民協働を推進するため、「みんなで、ひと・まちづくり基金」を創設し、市民や市外の方からの寄付金を基金に積み立てています。

この基金は、協働事業やひと・まちづくり助成事業などの補助金制度の財源として活用されており、寄付を活用することにより、安定的かつ継続的に事業を実施することができます。





定期自動寄付制度「きふ・とも」

市民と、福祉、教育、環境などの分野で社会に貢献している市民活動団体をつなぐために、北洋銀行千歳中央支店と市が協働して寄付制度を創設しています。

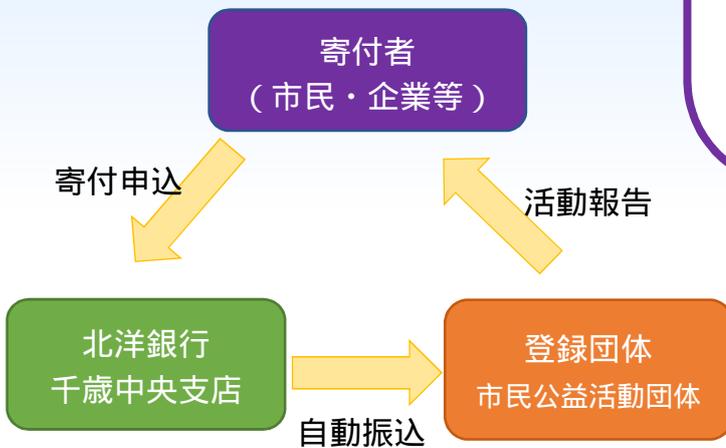
寄付をするには・・・

市民公益活動団体のリストから寄付したい団体を選ぶ
本人の預金口座の通帳と口座届出印を持って、北洋銀行千歳中央支店で手続き
口座から毎月一定額(100円～)を最大3年間自動寄付します。

問合せ先 北洋銀行千歳中央支店
(電話) 23 3111

寄付を受けるには・・・

「市民公益活動団体」へ登録し、「きふ・とも」を希望する。
北洋銀行千歳中央支店にて、専用の通帳を作る



寄付を希望する団体の紹介場

北洋銀行千歳中央支店1階に掲示
「ありがとうの伝言メッセージ」



情報紙ちゃんと
「きふ・とも」活動報告



詳しくは、「[定額自動寄付制度「きふ・とも」](#)」





4.会議やセミナーに参加する



市民協働推進会議

協働事業の進め方や実施事業の選定など、市民協働の推進に必要な事項を調査審議し、実践する機関として、「市民協働推進会議」を設置しています。

会議の委員は一般市民の公募、市民活動団体や事業者からの推薦、市職員の公募の合計 15 名により構成されています。

市内に居住する、または通勤・通学する 18 歳以上の方なら、どなたでも応募できますので、まちづくりに参画したい方や市民協働に興味がある方は、市民協働担当係に詳細を確認してみましょう。



市民推進会議が行う事務

協働事業の進め方、ひと・まちづくり助成事業の審査や実績の評価

実施事業の選定

みんなで進める千歳のまちづくり条例の見直し検討

さまざまな仕組みに係る意見交換





市民協働研修

【市民向け】

市民の方に市民協働の理念を理解し、実践してもらえるよう、これまで市民向けの研修講座として、「市民協働リーダー養成講座」、「もっと『市民協Do!』事業」、「市民協働活性化事業」を実施してきました。



【職員向け】

市民協働を推進していくためには、市職員が市民協働の理念を理解する必要があるため、毎年、職員を対象に、研修を行っています。

フォーラム・セミナー

市民協働の理念の周知や情報の共有を目的に、市民協働フォーラムやセミナーを開催しており、これまで「みんなで進める千歳のまちづくり条例制定10周年」や「協働事業の事例報告会」など、その時代に合ったテーマで実施しています。





市民協働でつながろう



このハンドブックを読んで、「今まで意識してなかったけど、これってもしかして『協働』？」と思ったことがたくさんあるのではないのでしょうか。

千歳をもっと楽しく、もっと住みやすいまちにするには、市民の知恵や技術、経験、行動力といった「力」を行政と連携することが重要です。

協働は大変？協働は難しい？と思われることもあるかもしれませんが、対等のパートナーとして、お互いの理解を深め、尊重し、連携する。このルールを忘れなければ、協働は難しいものではありません。

住みよさを実感し、誇りを持てるまちづくりを進めるため「市民協働」をすすめていきましょう！



付 録

みんなで進める千歳のまちづくり条例

平成19年3月6日条例第3号

改正 平成23年10月14日条例第17号

みんなで進める千歳のまちづくり条例

私たちのまち千歳には、

支笏湖などの豊かな自然があります。

国際空港の新千歳空港があります。

多くの企業が立地する工業団地があります。

そして、自衛隊の駐屯地や基地があります。

千歳は、自然と産業を共存させて、今や北海道有数の交通・産業の拠点都市といえるまでの発展を遂げてきました。

現在、少子高齢化の進展などにより社会・経済状況が変化する中で、ゆとりや生活の向上を求めて市民の価値観が多様化・複雑化し、特色あるまちづくりが求められています。

このような状況の中で、住みよさを実感し、誇りを持てるまちを実現するためには、これまで行政が担ってきた公共の分野に市全体で取り組むことが求められ、市民が自主的なまちづくり活動を行うとともに、これまで以上に市民のニーズを反映しながら行政活動が行われることが重要となっています。

かつて、私たちのまちでは、村民総出で無償の汗を流して抜根と整地を行い、広大な火山灰地に着陸場をつくりました。自分の持っている知識や能力を生かし、社会貢献したいという市民の意識の高まりがみられる今こそ、「事に当たって一致団結する」先人たちの精神を呼び覚まし、みんなで力を合わせ、知恵を出し、汗を流すことが求められています。

それは、本来のまちづくりの姿であり、千歳が目指す「みんなで進めるまちづくり（市民協働によるまちづくり）」です。

そして、市民協働を推進するためには、理念や役割分担を明確にするとともに、課題・情報の共有、人材育成、市民が行政活動に積極的に参加できる仕組みづくりなど様々な環境の整備が必要となります。

そこで、市民協働の推進に必要な事項を誰もがわかりやすい約束事として定めるため、この条例を制定します。

（趣旨）

第1条 この条例は、市民協働によるまちづくりの基本理念を定め、市民、市民活動団体及び事業者（以下「市民等」といいます。）並びに市の役割を明らかにするとともに、市民協働の推進に関し必要な事項を定めるものとします。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 市民協働 市民等及び市が共通の目的を達成するために、それぞれの役割を自覚し、協力して行動することをいいます。
- (2) 市民 市内に住所を有する者又は市内に勤務し、若しくは通学する者をいいます。
- (3) 市民活動団体 町内会、NPO 法人その他の市内において活動を行う団体をいいます。
- (4) 事業者 市内において営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいいます。
- (5) 将来都市像 市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために策定する基本構想において定めるもので、市民が住みよさを実感し、誇りを持つために目標とする将来のまちの姿をいいます。
- (6) 市民公益活動 市民等が、営利を目的とせず、自主的かつ自立的に行う社会貢献活動であって、次のいずれにも該当しないものをいいます。
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
 - ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号) 第 3 条に規定する公職をいいます。以下同じ。) の候補者(その候補者になろうとする者を含みます。) 若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とする活動
 - エ 公益を害するおそれがある活動
- (7) 行政活動 地方自治法第 2 条の規定により市が事務を処理するために行う活動のことをいいます。
- (8) 市民参加手続 市民等が施策の企画から立案、実施、評価に至るまでの行政活動の各段階に様々な形で関わることをいいます。

(基本理念)

第 3 条 市民等及び市は、将来都市像の実現を目指し、よきパートナーとして、それぞれの特性及び役割を理解し、対等の関係で市民協働によるまちづくりを進めます。

2 市民等及び市は、市民協働によるまちづくりを進めるため、共に協力して市民公益活動に積極的に取り組みます。

(市民協働の原則)

第 4 条 市民等及び市は、次に掲げる原則に基づき、市民協働を推進します。

- (1) 市民等及び市又は市民等相互間におけるまちづくりに関する情報の共有
- (2) 市民協働の担い手となる人材の育成
- (3) 行政活動への市民等の積極的な参加

(市民及び市民活動団体の役割)

第5条 市民及び市民活動団体は、地域社会に関心を持ち、自らできることを考え、行動するとともに、積極的に行政活動に参加するよう努めるものとします。

2 前項に規定する市民及び市民活動団体の役割は、強制されるものではなく、それぞれの自主性に基づくものとします。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、地域社会の一員として、市民協働に関する理解を深め、自発的にその推進に努めるものとします。

2 事業者は、市民公益活動がまちづくりに果たす役割の重要性を理解し、自発的に協力し、及び支援するよう努めるものとします。

(市の役割)

第7条 市は、まちづくりの専門機関であることを自覚し、市民の福祉を増進させるため、行政活動に取り組むものとします。

2 市は、市民公益活動を促進するため、必要な助成、活動の場の提供その他の環境の整備に努めるものとします。

3 市は、市民等が行政活動に参加するための様々な機会を設けるものとします。

4 市は、施策の企画から立案、実施、評価に至るまでの行政活動の各段階で、積極的に情報の提供を行うとともに、市民等から情報の提供を受け、まちづくりに関する互いの情報の共有を図るものとします。

5 市は、市民等の意向を的確に把握し、施策に反映させるよう努めるものとします。

6 市は、市民協働の窓口となる部署を設置する等市の組織内における体制の整備を図るとともに、職員に対して、研修等により市民協働の重要性の浸透を図るものとします。

(市民参加手続の実施)

第8条 市は、次に掲げる行政活動を行おうとするときは、あらかじめ市民参加手続を実施しなければなりません。

(1) 市の基本構想又は基本的事項を定める計画等の策定又は変更

(2) 市政に関する基本方針を定め、又は市民等に義務を課し、若しくは市民等の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃

(3) 広く市民等に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃

(4) 公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができます。

(1) 改正又は変更が軽微であるもの

- (2) 緊急を要するもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの
- (4) 市内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第3項又は第7項の規定により別に税目を起こす場合を除く。）並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するもの

3 市長は、前項の規定により市民参加手続の対象から除外したものについて、市民等からその理由を求められたときは、これに回答しなければなりません。

（市民参加手続の方法）

第9条 市民参加手続の方法は、次のとおりとします。

- (1) 市が条例等に基づき設置する各種の審議会、委員会、協議会等（以下「審議会等」といいます。）への付議
- (2) 市民等及び市又は市民等相互間の自由な意見交換を目的とする説明会、フォーラム、シンポジウムその他の会議（以下「市民説明会等」といいます。）の開催
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

2 市は、市民参加手続を実施しようとするときは、対象となる行政活動の性質、影響等及びその行政活動に対する市民等の関心等を総合的に勘案し、適切な方法で市民参加手続を実施するものとし、より多くの市民等の意見を求める必要があると認めるときは、複数の方法を併用するものとし、

（審議会等）

第10条 審議会等の委員の任命又は委嘱に当たっては、委員の年齢構成、男女比率、在期数、他の審議会等との兼職状況等に配慮するとともに、市民を選任しようとする場合は、その全部又は一部を公募により選考し、市民等の多様な意見が反映されるよう努めます。

2 審議会等の会議は、原則として公開するものとし、ただし、法令又は条例等により非公開とされているもののほか、審議事項が個人情報等に関する事項で審議会等において非公開と決定した場合は、この限りではありません。

3 前項の規定により審議事項を非公開としたときは、その理由を公表するものとし、

（市民説明会等）

第11条 市は、市民参加手続の実施に当たって、広く市民等の意見等を聴取する必要があると認めるときは、市民説明会等を開催します。

2 市は、市民説明会等の開催に当たっては、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表するものとし、

3 市は、市民説明会等を開催する場合は、説明に係る資料の充実を図る等参加者の理解を深

められるよう努めるものとします。

4 市は、市民説明会等を開催したときは、開催記録を作成し、公開するものとします。

(意見等の取扱い)

第12条 市は、市民参加手続を経て提出された意見、情報等(以下「提出された意見等」といいます。)を総合的かつ多面的に検討しなければなりません。

2 市は、提出された意見等の検討を終えたときは、速やかに、千歳市情報公開条例(平成5年千歳市条例第14号)第9条に規定する非公開情報を除き、提出された意見等の内容、検討経過並びに検討結果及びその理由を公表するものとします。

(参入の機会の拡大)

第13条 市は、市が行う業務のうち、柔軟性、機動性、先駆性その他の市民活動団体の特性を活用することができるものについて、参入の機会を拡大するよう努めるものとします。

(協働事業)

第14条 市民活動団体及び市は、次に掲げる協働事業を実施することができます。

(1) 市民活動団体が、自ら有する知識及び技術をまちづくりに活用するために市長に提案する事業

(2) 市民活動団体が有する知識及び技術をまちづくりに活用することができるものとして市が募集する事業

2 前項の規定により協働事業を実施しようとする市民活動団体は、市長に申請するものとします。

3 第1項の規定により実施する協働事業は、次条第1項に定める千歳市市民協働推進会議の審査を経て市長が決定するものとします。

4 市は、協働事業の実施に当たっては、公募及び公開を原則とするよう努めるものとし、協働事業を実施する市民活動団体と対等な関係を保つものとします。

5 協働事業を実施した市民活動団体及び市は、その事業に関し実績を評価し、及び公表することにより、市民等に対して説明責任を果たすものとします。

6 協働事業の内容等については、市長が別に定めます。

(市民協働推進会議の設置)

第15条 この条例の具体的な運用に関する事項その他市民協働の推進に関して必要な事項を調査審議し、及び実践する機関として、千歳市市民協働推進会議(以下「推進会議」といいます。)を設置します。

2 推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

(みんなで、ひと・まちづくり基金の活用等)

第16条 市は、市民協働を推進するため、千歳市基金条例(昭和39年千歳市条例第22号)第2

条第1項第6号に規定するみんなで、ひと・まちづくり基金(以下「基金」といいます。)を活用します。

- 2 基金に積み立てる額は、予算で定める額のほか、市民等からの寄附金とし、市は、基金に関し市民等から広範な賛同が得られ、積極的な寄附金の申出がなされるよう啓発に努めるものとし、

(条例の見直し等)

第17条 市は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、市民協働の推進の状況について検討し、その結果、実効性の確保等の観点から見直しの必要があると認めるときは、条例の改正その他必要な措置を講ずるものとし、

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、市民協働の推進に関し必要な事項は、規則で定めます。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行します。

(千歳市基金条例の一部改正)

- 2 千歳市基金条例の一部を次のように改正します。

第2条第1項第6号中「人材」を「市民協働を推進する資金並びに人材」に改めます。

第8条第1項第5号中「人材」を「市民協働を推進する事業並びに人材」に改めます。

附 則 (平成23年10月14日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

みんなで進める千歳のまちづくり
市民協働ハンドブック

発行 令和5年3月

千歳市企画部・FPスペース千歳

